

第 1 2 回

鹿角市農業委員会総会議事録

令和 8 年 3 月 9 日開会

即日閉会

鹿角市農業委員会

令和7年度 第12回 鹿角市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年3月9日（火） 午後2時00分

2 開催場所 農業総合支援センター 団体活動室

3 出席委員 （13名）

1 番

2 番

3 番

4 番

5 番

6 番

7 番

8 番

9 番

10 番

11 番

12 番

13 番

4 欠席委員 （なし）

5 議事日程

第1 開 会

第2 会長挨拶

第3 会務報告

第4 議事録署名委員の選出

第5 議案審議

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第52号 非農地証明申請について

議案第53号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について

議案第54号 非農地判断について

議案第55号 鹿角市農作業参考労働賃金（案）について

議案第56号 鹿角市農業振興地域整備計画（案）について

第6 その他

第7 閉 会

6 事務局職員

事務局長

主 幹

主 任

7 議事録署名委員 1 番

2 番

8 会議の概要

事務局長	すみません。定刻より少し早いのですが、皆さんおそろいですので始めたいと思います。
------	--

会 長 事 務 局 長	<p>修礼を行います。</p> <p>修礼、礼。ご着席願います。</p> <p>本日の出席につきましては、委員１３名中１３名の出席となっております。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定による定足数を満たしていることから本会議は成立いたします。</p> <p>ただいまより鹿角市農業委員会第１２回総会を開催いたします。</p> <p>開会に当たりまして、会長よりご挨拶お願いいたします。</p> <p>【挨拶】</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ここから鹿角市農業委員会規則第１１条の規定により会長が議長を務めることとなっております。会長、よろしくお願いいたします。</p>
議 長 事 務 局 長 議 長	<p>それでは、事務局より会務報告をいたします。</p> <p>【会務報告の資料を基に説明】</p> <p>会務報告ですので、ご了承方よろしくお願いいたします。</p>
議 長 委 員 一 同 議 長	<p>次に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたしますが、私にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>それでは、ご異議ないようですので、私から指名させていただきます。</p> <p>１番の委員、２番の委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の主幹と主任を指名いたします。どうかよろしくお願いいたします。</p>
議 長 事 務 局	<p>それでは、最初に報告第１２号 農地法第１８条第６項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案の２ページをお願いします。</p> <p>報告第１２号 農地法第１８条第６項の規定による通知について。</p> <p>農地法第１８条第６項の規定による通知が別紙各号のとおりであったので、これを報告します。</p> <p>農地別内訳ですが、以下のとおりとなっております。</p> <p>３ページをお開きください。</p> <p>第１８条第６項</p> <p>【受付番号９４番から１３１番を議案書を基に説明】</p>
議 長 委 員 一 同 議 長 委 員 一 同 議 長	<p>ただいま説明が終わりましたがけれども、ご質問がありましたらご発言願います。ございませんか。よろしいですか。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>そのように承認します。</p>
議 長	<p>次に、議案第４９号 農地法第３条の規定による許可申請について、事務局の説明</p>

事 務 局	<p>を求めます。</p> <p>議案の１６ページをお願いします。</p> <p>議案第４９号 農地法第３条の規定による許可申請について。</p> <p>農地法第３条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、以下のとおりとなっております。</p> <p>１７ページをお開きください。</p> <p>第３条</p> <p>【受付番号６２番から６３番を議案書を基に説明】</p>
議 長 委 員 議 長 委 員 議 長 委 員 議 長 委 員 議 長 委 員 一 同 議 長 委 員 一 同 議 長	<p>ただいま説明が終わりましたが、ここで現地調査に行った委員より補足があれば発言をしていただきたいと思います。</p> <p>事務局から説明のとおり、支障はないと思います。</p> <p>それから、もう一方の委員どうですか。</p> <p>問題ありません。</p> <p>それから６３番については、２番の委員どうですか。</p> <p>事務局の説明どおりですが、これについては私もパトロールでも見えていますので、問題ないと判断します。</p> <p>もう一方の委員どうですか。</p> <p>申請地ですが、しっかりと耕作されており、また申請者は営農している方であるため問題無いと思います。</p> <p>ご苦労さまでした。</p> <p>ほかの委員より何かご質問があれば、ご発言願います。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>そのように決定します。</p>
議 長 事 務 局	<p>それでは次に、議案第５０号 農地法第４条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案の１８ページをお願いします。</p> <p>議案第５０号 農地法第４条の規定による許可申請について。</p> <p>農地法第４条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、以下のとおりとなっております。</p> <p>１９ページをお開きください。</p> <p>第４条</p> <p>【受付番号１番を議案書を基に説明】</p>

議 長	ただいま説明が終わりましたけれども、こちらも現地調査に行った委員より補足があれば、ご発言いただきたいと思います。
委 員	事務局の説明のとおりですが、住宅の敷地内で、それが申請漏れだという事を聞いております。
議 長	特に周りも住宅や道路に挟まれており、特別問題ないと見ております。
委 員	ご苦労さまでした。
	ほかの委員より何かご質問があれば、ご発言願います。
事 務 局	詳しくは存じ上げておりませんが、建物を建てる際に建築確認申請をすると思います。
	その際に農業委員会に連絡とかはないのでしょうか。
	そういった通知は昭和頃に発出されております。
	しかし、過去に何らかの理由があり、連絡の行き違いがあったのかと思います。
議 長	よろしいですか。ほかには何かございませんか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	よろしいですか。それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
議 長	次に、議案第 5 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案の 2 0 ページをお願いします。
	議案第 5 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。
	農地法第 5 条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。
	農地別内訳ですが、以下のとおりになっております。
	2 1 ページをお開きください。
	第 5 条
	【受付番号 2 4 番を議案書を基に説明】
議 長	こちらも現地調査に行った委員より補足があれば、発言をいただきたいと思います。
委 員	この場所の近辺は数年前にも転用申請があり、住宅化が進んでいる地域であるため問題ないと思います。
議 長	ほかの委員より何かご質問があれば、ご発言願います。よろしいですか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	では、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
議 長	次に、議案第 5 2 号 非農地証明申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案の 2 2 ページをお願いします。

		<p>議案第５２号 非農地証明申請について。</p> <p>非農地証明申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、以下のとおりとなっております。</p> <p>２３ページをお開きください。</p> <p>非農地証明</p> <p>【受付番号２７番から２８番を議案書を基に説明】</p>
議 委 員	長	<p>ただいま説明が終わりましたが、こちらでも現地調査に行った委員より説明があれば、ご発言をいただきたいと思います。</p>
議 委 員	員	<p>先ほどの写真ではちょっと分かりづらいのですが、あそこは行き止まりで、すごい落差になっている場所です。</p>
議 委 員	長	<p>落差がある。</p>
議 委 員	員	<p>はい。なので、いずれにしろ、あの状態だと農地として使うには非常に使いづらい。なので、妥当だと思います。地元の委員のほうが、さらに詳しく。</p>
議 委 員	長	<p>７番の委員どうですか。</p>
議 委 員	員	<p>今、委員が言ったとおりで、その場所は斜面になっていて、耕作には適していない状態です。</p>
議 委 員	長	<p>ご苦労さまでした。</p>
議 委 員	員	<p>もう一つございます。２８番については、委員いかがですか。</p>
議 委 員	長	<p>先ほど、航空写真で確認したとおり山林化していること、熊も出るということで耕作には不向きであるため、申請は妥当だと思います。</p>
議 委 員	長	<p>ご苦労さまでした。</p>
議 委 員	員	<p>ほかの委員より何かご質問があれば、ご発言願います。何か聞きたいことございませんか。</p>
委 員 一 同		<p>（「なし」の声）</p>
議 委 員	長	<p>よろしいですか。それでは、ないようですので本案を許可することにご異議ございませんか。</p>
委 員 一 同		<p>（「異議なし」の声）</p>
議 委 員	長	<p>そのように決定します。</p>
議 事 務 局	長	<p>それでは、次に、議案第５３号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について事務局の説明を求めます。</p> <p>２４ページをお願いします。</p> <p>議案第５３号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、以下のとおりとなっております。</p> <p>２５ページをお開きください。</p> <p>一括契約</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>事 務 局</p> <p>委 員</p> <p>事 務 局</p> <p>委 員 一 同</p> <p>議 長</p> <p>委 員 一 同</p> <p>議 長</p>	<p>【受付番号２１７番から３７０番を議案書を基に説明】</p> <p>ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、ご審議をいただきたいと思います。何かご質問あれば、ご発言願います。</p> <p>全部確認ですけれども、新規になっているのは純粋な新規もあるかと思いますが、いわゆるほとんど利用権設定がこういう契約になったということで、新規ということもあるわけですね。</p> <p>そうですね。</p> <p>そのほうが多いのですか。</p> <p>利用権を利用できないため、中間管理業の契約を利用する方が増えたと思います。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>そのように決定します。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>委 員 一 同</p> <p>議 長</p> <p>委 員 一 同</p> <p>議 長</p>	<p>７７ページ、それでは、次の議案第５４号 非農地判断について、事務局の説明を求めます。</p> <p>７７ページをお願いします。</p> <p>議案第５４号 非農地判断について。</p> <p>農地法第３０条第１項により利用状況調査を実施した結果、再生利用が困難な農地と見込まれた農地について、意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、以下のとおりとなっております。</p> <p>【議案書を基に説明】</p> <p>ただいま説明終わりましたけれども、何かございましたら発言をお願いします。非農地判断について、何か。よろしいですか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>そのように決定します。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>委 員 一 同</p>	<p>それでは次に、議案第５５号 鹿角市農作業参考労働賃金（案）について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案の８６ページをお願いします。</p> <p>議案第５５号 鹿角市農作業参考労働賃金（案）について。</p> <p>【資料を基に説明】</p> <p>ただいま説明終わりましたけれども、何かございましたら発言をお願いします。非農地判断について、何か。よろしいですか。</p> <p>(「なし」の声)</p>

議 長	それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
議 長	それでは最後、議案第５６号 鹿角市農業振興地域整備計画（案）について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案の８７ページをお願いします。
	議案第５６号 鹿角市農業振興地域整備計画（案）について。
	農業振興地域の整備に関する法律第１３条第１項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。
	農地別内訳ですが、以下のとおりとなっております。
	 【資料を基に説明】
議 長	今、説明が終わりましたけれども、何かございましたら、ご発言願います。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	よろしいですか。それでは、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
議 長	以上をもちまして、議案については全て終了いたしました。